

# [Research Materials] Supplementary Notes and Reproduction of Utoki in the Collection of the Shomyoji Temple in Komatsu

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-05-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: KONISHI, Yoko, KIGOSHI, Ryuzo, KURODA, Satoshi, MUROYAMA, Takashi, WATANUKI, Tamon メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00058202">https://doi.org/10.24517/00058202</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 【資料紹介】小松市称名寺所蔵『烏兔記』（明和六年七月二十三日～八月三十日）

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

小西 洋子

石川県金沢城調査研究所 所長

木越 隆三

人間社会研究域学校教育系 教授

黒田 智

石川県立図書館 加能史料調査委員

室山 孝

人間社会環境研究科 人文学専攻

渡貫 多聞

## 要旨

小松称名寺所蔵『烏兔記』は、小松勝光寺十一代住職周好による、明和六年（一七六九）一年分の日記である。特に「小松寺庵騒動」に関する史料として知られている。また、周好が日々伝え聞いた話が書き留められており、小松町周辺のみならず、大聖寺・越前の出来事など、その内容は多岐にわたる。

本史料の従来の翻刻は誤脱もあるため、改めて全文を翻刻し、紹介する。翻刻により、多くの研究者の利用に資したい。本稿は四回目である。

また、本稿では、令和元年（二〇一九）七月二十三日に行われた郡中御影報恩譚についても、併せて報告する。

## キーワード

「小松寺庵騒動」「郡中御影」 能美郡 近世浄土真宗

## 【翻刻】

二十三日

一、朝方快晴ニ而御座候、夜者薄曇り候得共、昼夜共差而相替事者一向無之候、

一、在京本蓮寺殿方方留主居へ、此度者上京致候得者、迎も外五ヶ寺上京有之候迄者、致不申候而者、難叶候得者、何歟当年当り申候、先住拾三廻忌之法事杯ニも難逢候間、宜布取計之義申来、尚又門徒へも寺中役僧共へも難申出旨、奥方へ申来様子相見申候而、以之外心を被碎候様子ニ相聞候、左候得者、十者乍十御本山表之義、手ニ入候様子ニも相見不申、漸式三人之取計事之様子与相聞申候、元来

壹人立而上京之義者、後室之被止候旨共、申屋五郎兵衛御咄申候旨  
二而、赤井殿承之申候、

二十四日

一、夜九ツ頃余程成地震ニ而御座候旨、埴田屋長兵衛咄申候、扱々珍  
布事ニ而御座候、日之内者ハ天氣宣布、折節曇者見へ候得共、兩者  
差而降不申候、

二十五日

一、朝六半過頃ニも候哉、暫之間雨降申候、此兩者久振之事ニ候得者、  
皆人悦可申卜存候処、早速二晴、残多存候、

一、今日者兼而定置候御真影御講、於当役勸婦寺殿御勤之処、以之外  
御繁昌群參、散錢者貳貫八百文之余有之候由承申候、則御講之義当  
役方十村共へも書面指遣申候処、組下々々を当役ニおゐて御影御影  
相勤り候間、各々參詣、尚又先年之通、御初尾何成共持參可有之旨、  
組手代方組下へ申入候段、承之申候、此故ニ而候哉、以之外賑成御  
講ニ而御座候而、各々難有奉存候、

一、七半頃方雨しめくと降出シ、夜五前方迄兩者降統申候、万民之  
悦、不過之存候、併雨も余程之降様子ニ候得共、降間無之、残多段  
申候、望者不尽ものニ而候、

二十六日

一、今日者又快晴致候、併九過頃方者雨雲群飛候故歟、むし暑御座候、  
いまた降殘候雨之有之様子ニ相見申候、

一、加州殿宮腰辺へ度々殺生ニ御出被成、大野之在所之小寺庵三度御  
腰被掛候得共、余り狭候ニ付、其寺之後口蘆原ニ而候処を拜領致候、  
其蘆原方毎歳七百日程宛取レ候間、永代ニ者宣布拜領物ニ而候旨、  
取沙汰致候段、知照咄申候、

一、八幡之門前之鍛冶并三王門前之鍛冶方ヤマメタオシ(其訓し)を吉駄調へ、  
江沼郡辺へ付込可申旨ニ候哉、參候処ニ、今江村荷改番所ニ取構候  
由ニ而、本鍛冶町・小寺鍛冶町方銘々參り、彼是之爭論共有之候旨

承之候、

一、在京本蓮寺も、当十八日二京都発足之様子ニ候旨取沙汰致候段、  
如何之様子ニ候哉之由、觀応并一針村肝煎忠次郎咄之申候、

二十七日

一、本蓮寺殿之義、当月十日集会所へ貌出有之候処、役僧方申候者、  
六ヶ寺御示談之上ニ而上京有之候哉、又壹人立テ御登有之候哉与相  
尋候処、本蓮寺相答候者、私壹人上京致候由被申候得者、然者壹人  
ニ而者御用難弁候間、先宿御帰可有之候由、申入候得者、無本意帰  
宿被致候由、赤井殿御咄ニ而承之申候、扱々無詮事ニ候、

二十八日

一、於御本山当郡御真影可取上段、示談取組之人數者、家老中之中ニ  
も石井隼人・上田織部(名)、此兩人ニ而御座候、此外之家老中二者、与  
得打込而之相談与申者無之旨、京都ニ而之評判之旨承、金平屋清右  
衛門咄承之申候、且此度家老中下知状、御真影御供仕上京致候様ニ  
申遣候、本蓮寺義者上京有之候得共、外五ヶ寺之分者迎も此義ニ  
付、上京之義ハ無之様ニ相聞申候段、東六条御寺内之取沙汰、尚又  
再往之下知状集会所方遣候処、可相返様ニ存居候処ニ、不返候由、  
難心得候得共、是ニも子細候哉、其程難計旨、則役人中并御寺内評  
判ニ而候旨、赤井殿御咄ニ而承之申候、

一、澗法庵義、当夏於堺御坊夏之御文被仰付罷下、夏之御文相濟候節、  
大坂へ登り候処ニ、兼而澗法庵兄弟共一統、大坂飛檐法中三拾式ヶ  
寺与出入有之候得共、所々御用ニ付、大坂ニ在合不申事落着無之故、  
幸之義ニ候間、彼法中方澗法庵を留置、二便ニ行候迄も番を附、町  
家座敷借爲致置候故、澗法庵へ御用之義有之候旨、御召状兩度被下  
候得共、同行被封致、澗法庵二者不見申、尚又御使者被下候得共、  
勿論澗法庵ニ爲逢不申候段、上京致帰国之者咄致候旨、赤井殿御咄  
ニ而承之申候、此等之義ニ付而も、本蓮寺殿之相談程無之故、彼方  
之取組思様ニハ行候間布与被存候、

一、金城殿惣御家中方御借銀可被成旨二而、大老中八人へ金子貳千両、惣御家中へ三千兩被仰付候よし、是も則赤井殿御咄二而承之申候、

一、頃日珍敷星相見申候、其星与云者小茶碗之丸之程二而、東南之方二当テ出、光り東西兩方へ指候、共星之出候時分者、先夜者四ツ過頃二而候旨、本光寺殿御咄承之申候、善悪之相相知不申、無心元存候、

一、今日七打何方も夕時勤行之節、地震有之候而、輪燈之瓔珞杯チン  
 〳申候段、知照咄申相尋候処、參詣坊主共皆寛申候段申候、

二十九日

一、昨日七過二角院殿（本堂寺）へ向而、京都方飛脚罷下り候而、月津村之馬二乗、小松馬指方へ參候而、本蓮寺殿を教呉候様二申候故、相尋候得者、御本山方之御飛脚之旨二而、箱ヶ間敷物を首二掛居申候、教遣申候処二、其節本蓮寺殿へ行合七罷在候者之見候処二、御本山方之御飛脚与而、御状箱之様成物與へ取而入候、暫時斗之間有之、状首尾を見終候程之間有之候而、奥之様子を窺候処二、何之勇も無之候而、後室・奥方之泣声相聞申候、推察致候処、遠慮二而も申来候哉、又者京都二居なからも遠慮同事二相成候哉、兩人之涕泣無心元存候而、行合七候者申候旨、赤井殿御咄二承之申候、何之道二も宜敷事二而者無之様子二相見申候、

一、旧冬二而候哉、当春二而候哉、三ツ屋宝海寺義二付、本蓮寺殿既二遠慮可被仰渡旨、金沢寺社所相決シ居申候処を、角院殿方当所天神宮之別当梅林院を頼被申候而、其遠慮之義持返シ申候、就夫此度当郡御真影一卷二付候而も、外五ヶ寺之者共へ遠慮為致度段、又候天神梅林院へ被及示談候処二、梅林院申候者、先達而之義ハ貴院斗之御身分迷惑之義二付、御取持申候得共、此度之義ハ五ヶ寺而已ならず、一郡一統之義二候得者、左様之義ハ御取持申、郡之相手二相成候事者難仕与申、頼之處受不申候旨、承之申候与、筒屋久兵衛

咄申候、

八月朔日

一、日之内者快晴、静成気色二而、差而相替事者無之候、

一、兼而評判承候処之星、夜八半頃見候処、星者列星方者少々大き成様二相見候而、光者西南之方へ指申候、光之長サ三・四間斗二相見申候、光者唯老筋二而御座候、末広ク本細ク、其光之内二星者見申候、

二日

一、夜前四半頃二も候哉、南之方方余程成風吹出候而、已来少風夜を通シ吹申候而、二百十日之印与哉相見候処二、昼八頃者余程成風二而各雨二成呉候ハんと申候処二、夜五前方以外之雨降出、万民百姓在町共二悦申候、余程之間風も吹候得共、作方二者当り申候様子無之候与里方之者共申候旨承之、先々安心致候、

一、今江法性庵円月、越前勝山之辺東野之蓮照寺与申御一家地へ入寺之義相決申候、扱々心外立身二而候、其寺之檀越者貳百軒斗、御堂者八間四面二而候旨、符津村通願寺彼方へ參見咄申候旨、当廿日頃彼方へ罷越申候由二、円月咄普為聽二參候、

一、湖法庵義、勞役之様成病氣二而御暇申、大坂へ引越罷在候由、且先月六日本蓮寺京着被致候義、京都方之留主居へ之書状見候旨、是も則円月咄申承候、

三日

一、北浅井妙永寺義、御堂之御文を盗ミ、夜前五前方今日四頃迄寺へ不帰候故、浅井清右衛門を呼寄、右之子細申為聞候而、妙永寺義、此度を限り、寺退出可申付候間、此義二付重而佗杯申事、堅可為無用段為申聞、尚又妙永寺御堂之義ハ急度其元へ預申候与申候得者、委曲承知之様子又申聞候、且妙永寺ハ庵僧之義故、是迄憐愍を加へ候得共、重而之義故不得止事退出申候間、是以後手前門徒之内者葬式寺役等勤候事堅無用二候、尤此趣惣門徒中江触渡可申候得共、先其元へ申入候、一端申為聞、重而妙永寺へ之申渡之義ハ、病氣故、

北野屋伊兵衛・埴田屋長兵衛兩人へ申入、右委曲之義申付候、

四日

一、朝方北風少々吹渡候而、一日吹申候、外二差而相替申義ハ無之候、妙永寺退出二付、寺役等相勤さセ申義、堅成不申旨、在町之自門徒一統二触申候、

一、前記星之義、是者豊年星与申而、惣而作方宜布、世之中豊二相成候前想之星二而候旨、俗説二取沙汰致候、併此星北方出、南へ指候光り二而候得者、悪布候得共、東方星出、西南之方へ光り指候故、善事二而候与評判二而候旨、安藤喜齋咄申承之候、何之道二も悪敷事を聞様二者無之候、且当月二日之風も差而作方二者当不申由承之、実も斯や与存候、

五日

一、本蓮寺殿義、当十四日為御名代大谷へ参詣可有之筈二付、色衣を御免被成、網代之乗物二乗参詣可被致旨有之候而、角院殿内法道咄申候旨御聞之由、隣院殿御咄二而承之候、虚言申度も致方之無之也、の二而御座候、手を打テ大笑可致者、唯此一事二而候、嗚呼、笑止也、氣之毒也、

一、今日も昨日之通朝方北風吹候而、一日吹居候、吹止候而も雨も降不申候、唯跡者夜も静二而候、

六日

一、昼夜共二静成気色二而御座候、差而相替義ハ無之候、  
一、頃日金沢方当会所へ、金城主殿万一其地へ御越之事も有之間布事二而も無之候間、必不調法無之様二可相心得、併加様之趣者、役人方申出候事者、暫ク可為遠慮旨申来候故、武部津左衛門・山茂弥助兩人方町年寄へ申渡候与之趣、新屋伝右衛門咄二承之申候、  
一、材木等出候節、公儀足輕共相見頼申候砌、遣候書物文言如左、

覚

一、何本

何木

右何所方出申候間、海路御相見可被下候、以上、

月 日

謹印

右之通二調遣申候得者、相見役相濟、材木受取申候、

七日

一、今浜光西寺殿迄用事有之候二付、今朝未明二知照遣申候、  
一、隣院殿御内用有之候二付、明日越前へ御越之由二而、留主中御頼与有之御出之処、弊子義痘疾跡用保故、直二御断申、御暇二も参不申失礼致候段、御許被下へき由申候得者、御承知之旨二而御帰寺被成候、

一、今日も朝方静成気色二而、昼夜共二差而相替義者無之候、且暮合二隣院殿方御使僧見証寺を以御申越被成候者、明日方村々肝煎共出候筈二候間、何歎聞しらへ呉候様二与之事二候、御答二者病後之義二候得者、隨二御受合難申候得共、称名寺殿与御示談可申上段、御使僧へ申遣候、

八日

一、今度能美郡を金沢御坊へ附可申与之巧取組事、色々工夫致候処、畢竟之処承候間、珍布留置申候、先集会所方小松六ヶ寺宛所二致、御影并相添候書物等持参上京有之候様二申遣候得者、是程之義二而も無之事二すら、小松之六ヶ寺者氣情を募候事二候得者、是迄集会所方御紙面御召封等請申先例無之趣者、加様く与能美郡之由緒を云立書上申候、其尾二乘り、然者何道二も上京可致与之趣斗二而、御家老中方紙面被指越候得者、是非二上京可有之間、其御先達而集会所方上京可有之様二申遣候処二、其郡御真影二付由緒有之候事兼而承伝居候得共、加様成正敷由緒与も不存候間、達御聴、以後能美郡之規模二も相成候様二致候得者、畢竟者御本山之御為也、且者其郡二おゐて御影之尊敬も格別成義二候得者、左様二仕度与今更之候を働キ、一盃甘ク吞込セ、和談貌二而、然者達御聴可申与合点為致候而、経時日候而、先達而之趣委曲達御聴候所、由緒有之候祖師

之御真影二候得者、能美郡之規模与も致度与之仰事二候間、何事も兼而被仰出候迄者、其御真影之義者暫ク金沢御坊へ被爲預置候間、各々可被得其意候与斗二而、兼而被仰出有之候迄者、勝手次第第二帰国可致与申渡帰国爲致候而、後一二年も経候而、何事も無之候得者、是非共二能美郡方先達而之御真影之義如何被仰付可被下哉与六ヶ寺共二願上候時、其郡之御真影之義ハ由緒有之、大切成御真影之義二候得者、小松六ヶ寺之内寺跡有之候寺へ、以後者御預有之候間、右之趣得其意御請可被指上与急度申入候得者、前後右左へ難勤与之取組之仕立二而候、且其上寺跡有之候仲間之内与申候得者、本蓮寺殿二相決居候故、然者貴院へ御預り与申事二致度と仲間方頼、暫時本蓮寺辞退被申候得者、仲間方者是非二頼不申候而ハ難成間、随分爲頼候上、御真影を本蓮寺へ預候得者、能美郡同行之中方何卒前々之通り二被成可被下様二、金沢御坊へ出可申間、其時者成程も前々之通二願返可申間、然者何歟御坊之御手伝も頼度与申懸候而、出合次第之頭をとらへ頼候而、漸々二能美郡を引附可申与者、紙屋宗意之工夫二而候、加様成事共澗法庵へ取組、本蓮寺へ吞込七置可申処二、先達而集会所方六ヶ寺一統御召状到来之節、最早得タリ与一分立テ御受杯被上候事取組、大キ二間違候旨、此間金沢之者之咄御聞被成候由、赤井殿御咄二候、

一、本蓮寺義ハ綽如上人御取立二而、開基者御舍弟頼円僧都二而候事承及居候、然所二其上へ肥前高德寺之由緒を書交へ、由緒書此巧ミ故先達而御本山へ被上置候由二候、元來加様成取組事者、石井隼人第一之骨二而、下役人者第一紙屋宗意・澗法庵・本蓮寺二而御座候処二、石井義ハ加様成取組事二執心被致候由、御家老仲間二も鹿々知レ候故、今者表面難取持事成居申候、且上田織部へ下間之景図を爲持候事者、石井氏之取持故成候事二候得者、是以何事も石井氏之被申候事ハ、唯受合居被申候由、是又金沢之僧之咄二而御聞之旨、赤井殿御咄二而御座候、扱々面白取組事、人之氣之不付工夫、珍布

事共二候、

一、下吉谷村二而頃日疫癘流行候故、家菅軒二五六人宛臥居申候由、承之申候、扱々不氣味成事共二而御座候、

一、來年三月歟、八月歟、此兩月之内、吉崎へ西御門主様御成被遊候

管二候事、長井之者咄候旨、本光寺殿御咄二而承之申候、阿弥陀堂御再建有之候間、御奉加二而も候哉之趣、取沙汰致候与、其者申候よし、

一、朝方むし暑候而、雨雲吹散、又或時者青天二も成、色々二替候処、終二七過方雨頻二降、雷電夥敷候処二、暮合二雨晴、雷光止申候、乍暫騒敷事二而御座候、

九日

一、頃日駿河守殿子息与十郎殿、金城殿息女国姫さま之御妹子を被進候而、賑敷事共二而御座候、且国姫様者二条殿へ是又被進候、彼是以頃日者以之外賑敷、御能等も有之候旨、埴田屋長兵衛二承之候、

一、朝方風者少々有之候得共、昼夜共二差而相替事者無之候、唯靜成気色二而候、

十日

一、本蓮寺殿舍弟太田永正寺夜前帰国之由承之申候、角院殿京都之様子如何之義二候哉承度候、余り宜布方も無之哉、差而勇無之旨取沙汰致候、

一、少々風者有之候得共、昼夜共二相替義者無之候、併夜七頃方雨降出申候、

一、昨日金城殿本吉へ殺生二御出可被成旨相決、則時次郎殿御同道之旨二候、御供者金城殿五百人、時次郎殿式百人与申事二候、併時次郎殿御出之義者いまた相決候事も無之候得共、金城殿者御出之義決候与之取沙汰二而御座候、然所二今日松任二而承候得者、十四日迄金城殿之御出も御延引之段承候与、山代屋善兵衛咄申候、

十一日

一、朝方気色不定二而、折<sup>レ</sup>者小雨降又者晴、定候事も無之候、併昼之内も夜之内も、差而相替義者無之候、且隣院殿越前方今日暮合掃寺有之候、

十二日

一、気色者朝方余り宜布程二而者無之候得共、雨之降候事者無之候、昼夜共二異事無之候、

十三日

一、金城殿押野与云所へ殺生二御出有之候而、十村者何方そ与、十村之様子を御尋有之候得共、御近習衆不存申与御答被申上候得者、又候御尋も無之、村方之節々難波致候も、様子有之事与被存杯被仰候、一、御広敷におゐて式百七拾人之御人すべ有之候内、御手之掛り候女中二者捨扶持式人扶持宛被下置候、加様成事者古来無之事二候、一、金城殿節々殺生二御出之事を、前田土佐守殿御諫言被申上候得者、引込可申段被仰出候、依之十日を過候後、土佐守殿切腹被願上候得者、是程成事二切腹与者無益成事二候程二、出而役所を可勤段被仰出候、

一、金城殿於御家中改易同事二相成居候武家九拾軒余有之候処を、金城殿へ御窺被成御威光被下置候、小知之待共跡目立無之、近年改易同事二成居申者共数多有之候、不便成事共二候間、彼者共者如何致候而可然哉与、時次郎殿方御申候得者、其元任了簡、宜布可取計旨御返答有之候二付、時次郎殿為御取計、前々之通知行被下置候而、御奉公可申上段被仰出、跡目立替有之、結構二相成候、此外時次郎殿之■<sup>御之</sup>手柄多有之候、依之先時次郎殿之御代二相成候ハ、殺生停止二相成可申哉与之取沙汰致候之趣共、右赤井殿御咄二而承之申候、

十四日

一、夜者明方方頻二雨降出、五ツ半頃迄降候得共、早速二晴明り申候、夫方風雨無之、夜も静成事二而候、差而替申候事者無之候、

一、金城殿者来月廿五日江戸へ御発駕被遊候旨、取沙汰致候旨、来生寺咄二承之申候、

一、金城大応院殿拾七廻忌来月御執行有之候二付、時次郎殿方金沢河御坊へ御志御上被遊候筈二御座候与之旨、来生寺咄二承之申候、是迄何様成大御法会有之候与も、一向加様成義者無之候、

十五日

一、時次郎殿馬二召候得者、称名之御声不断候故、御近習之衆中も随喜之心自然与催候、且先頃時次郎殿於御居間、終夜大無量寿経之要文を御講談被遊候処、是を聴聞致候者ハ、何成族も情を打致落涙候、我等者日蓮宗二而候得共、此法門を聴聞仕候時ハ涙二むせひ候与咄申候旨、岩本村与三兵衛咄申承之候、

一、先頃金城殿鉄炮被遊候処、時之凶事、前田駿河守殿之屋敷へ鉄砲打込被成候故、右之趣駿河殿方如何之義与被窺候得者、且而其方之屋敷を目懸鉄砲を打候二者無之、玉之それ、手之狂二而候間、其分二可致与之御挨拶有之候与之趣取沙汰有之候段、是も則岩本村与三兵衛咄二承候、

一、昼之内者静成気色二而御座候、夜者名月も雨曇掛り不面白、夜者更行程尚曇候而残多事二候、

十六日

一、太田永照寺夜前京都方被帰候二付、本蓮寺殿方同行中江書状參候処、又々銀子為登呉候様二申參候得共、北市屋喜右衛門申候者、此度銀子沢山為登候事者難成、能美一郡之相手二成候得者難成与被申居候、且先頃角院殿之京へ被連候家来も被帰候与之趣、筒金屋久兵衛咄二承之申候、

一、串茶屋町人形芝居一昨日方致候、大概流行申候、人形装束等も先相応二御座候旨、来生寺左京咄承之候、

一、昼之内気色者余り不宜候得共、雨者降不申候、併七半過頃方少々小雨降下申候、其外相替義者無之候、

十七日

一、少々宛も雨者夜通ニ降申候、今朝者余程降候得共早速二晴、四頃  
二者天気も宜布相成可申哉与存候処、又北風吹出シ候而、七ツ頃方  
又しめくくと雨者降申候、此外差而相替申義者無之候、

一、於京都贖金を致、多之人を誑候故、此者終相知レ候、元来此贖金  
者、焼筒之つふしを以焼付ニ致候故、目方五六分程宛不足致候方事  
起り贖物ニ候様子相知、因而成御鑿味之上御法之通、当月七日ニ御  
仕置被仰付候旨、筒金屋久兵衛咄ニ承之申候、

十八日

一、金城殿毎度く殺生ニ処々へ御出被遊候事、畢竟者国之御損ニ而  
御座候間、毎度御出之義者御止被遊、唯時々御慰ニ御出可然段、御  
用部屋方両度御諫言申上、其後切腹願上候得者、加様成義ニ切腹与  
申事者無詮事ニ候得者、用義全相勤候様与之被仰出ニ而御座候与之  
旨、金沢掛作り山上屋六平咄ニ承之申候、於金沢も前田土佐守殿方  
御諫言被申上候後、切腹被申上候杯申事一向ニ不承候、元来彼御用  
部屋与申所者、御隠密御用第一之場所ニ而、彼所者以之外重キ所ニ  
而御座候、

一、金城殿処々へ毎度殺生ニ事寄御出有之候義も、様子有之義ニ候、  
当殿之義ハ全体癩癩之御持病ニ而、日之三日も御居間ニ而已被為入  
候得者、痢氣高振指出候得者、以之外短慮ニ御成被成候故、第一者  
御保用之為、御慰ニ而者無之故、御勤弁被成、朝御出ニ而者昼御帰  
城被成、外ニ而御膳被上候得者、影敷御損有之候間、左様ニ御勤弁  
被遊御保用之事ニ候、此義実敷相聞申候、私義者職人故、御近習衆  
ニも御心安細工等も被仰付候間、右之様子御尋申上候処、金城殿つ  
めて御居間ニ被為入候得者、御痢氣高振、短慮被為入、御近習之御  
呵毎度之義、以之外迷惑ニ御座候、併殺生ニ御出被遊候而者御気発  
候故歟、左様成義ハ一向ニ無之候杯被申候与、右之人咄申候、

一、金城殿、時次郎殿へ被仰候者、唯鬱々<sup>鬱々</sup>与居間ニ而已被為居候而ハ、

氣も結、ふれ可申候間、何成共氣之發候事を可被致候而可然と之仰

二而候得者、時次郎殿方之御返答ニ而、外之義者何も望無之候、併  
年寄之席へ出、彼等か取扱之様承度与、御願被申上候得者、可然何  
様成共勝手次第、氣之發候様ニ与之義被仰出候与之一説、左様ニ而  
者無之、金城殿元来痢氣御持病故、御氣之結レ候事被為成かたく候  
得者、御国方一体之御取計事も難被為成候故、御国法御取計之義、  
時次郎殿へ御願有之候与之一説有之候、私思案之所者後之一説実布  
被存候、初之一説者昔方承不申義ニ而候杯、右之六平咄申候、

十九日

一、七頃方しめくくと雨降出候而、次第二つよく相成、夜ニ入申候迄  
降続申候、暫時之間降止申事者、一向ニ無之候、此外差而相替義者  
御座なく候、

二十日

一、降雨者夜を通、昼之間者暫も降止申事、一向ニ無之候、併夜五頃  
二者半時斗之間、降止申候得共、又頻ニ降出申候、  
一、信州善導寺与申浄土宗之御朱印五百石有之候寺庵、当所東町法海  
寺へ靈宝弘通ニ參申候処、長持四さし、外ニ荷物尅駄荷ひ荷式人參  
候由、大工七郎兵衛咄ニ而承申候、

一、何事ニ候哉、京都へ本蓮寺方二日半之飛脚參申候旨、赤井殿御咄  
ニ承申候、

二十一日

一、今日方那御真影報恩講、於当役勸帰寺殿執行有之候、入之御連夜  
過、八半頃ニ京都方御飛脚到来、集会所方之御書面參申候文言如左、  
態以飛札致啓達候、先以御所様方御機嫌能被為成御座候、然者先達  
而御用之儀有之候様ニ依御下知両度申達候処、御請御書面相達、則  
右御書面を以御家老中へ申上置候、今以御上京無之候、如何之儀ニ  
候哉、御影御供ニ而御上京難成意趣有之候ハ、其訳委曲御申越可  
被成候、今度御返答次第ニテ、急度思召有之事ニ御座候、依而再々



依御下知如斯二御座候、恐々謹言、

集会所月番

八月十六日

印

勸婦寺殿

本光寺殿

本覺寺殿

勝光寺殿

称名寺殿

右之御書面御飛脚一腰二而、篠田宇助与申者二而候、状箱受取破封致候処、御書面余程濡有之候故、飛脚之者へ濡之義届申入候得者、紙包を出見、則其中二巻通本蓮寺へ可參書面も有之候得共、是ハ濡も相見不申候二、其御状箱二限り濡有之候事、未審二存候坏申候、自夫隣院殿二飛脚之者止宿致度旨申候得共、報恩講故伊勢屋弥兵衛案内二而、万屋八兵衛方へ旅宿相頼被遺候、且委細之御返事ハ追而之義、先此度飛脚二而御書面再々応々義二候へ者、此答致度旨決談致、答之書状、文言如左、

御飛札昨廿一日二相達致拝見候、先以御所様方御機嫌能成御座、恐悦奉存候、然者再々往御書面之趣致承知候、委曲者先達而御門末へ為申聞置候故、返答之義度々及催促候得共、在方殊之外耕作等繁多故、是迄答之義一統二相濟不申延引二罷成候、併此節暫町在方手透二有之候、仍而如定例郡御真影報恩講引上致執行候、依之參詣之節、町在夫々御門徒中、右御真影御供之義可及返答二候間、委曲者報恩講參詣之御吟味仕、是方御返答可申上候、先者御飛翰之御答迄如斯二御座候、恐々謹言、

八月廿二日

称名寺 印

勝光寺 印

本覺寺 印

本光寺 印

集会所

勸婦寺 印

月番衆御中

右之返書調、執筆朝倉屋伝七二而則調置、明日飛脚之者へ可相渡旨二相決申候、

一、集会所方之御飛脚京町万屋八兵衛方二止宿致候、夜二入候而角院殿方為見舞法幢參候而、本蓮寺殿方書状被言候世話之義、礼一返申候後、飛脚へ尋事有之候、其趣者本蓮寺方之書面二者何事も委細之事不申越候歟、本蓮寺被致上京、御本山表之首尾ハ如何二而候哉与相尋候得者、飛脚之者申候者、先達而方被仰越候者、六ヶ寺一統二御召之処を、唯本蓮寺殿斗御登候事故、別々二相成候事、甚之御疑不審二有之候与之事二候与相答候得ハ、法幢申候ハ、左様二而者無之候、本蓮寺義者御家老中之御下知二依而被仰越候御上意不違背重シ候故早速上京致候、外五ヶ寺之義ハ輕上意を候歟、尔今上京無之候与申候へ者、又飛脚申候者、成程五ヶ寺二も本蓮寺殿与別々相成候事之御疑者有之事二候与答語候を、万屋八兵衛家来仁助、次之間二而承居申候、暫有之候而法幢帰り申候跡へ、彼仁助茶を持出候而飛脚之者へ相尋候者、本蓮寺殿御上京之義爰元二而者色々二取沙汰致候、京都之趣者如何之事二而候哉与申候得者、飛脚語候者、先刻も本蓮寺殿方之御使僧へ咄申候通、此度本蓮寺殿上京有之候得共、京都之首尾余り不宜趣二相聞申候、且又本蓮寺殿咄人御上京二而候歟、若々此御影之義二付、取組事之有之候事も有之候ハ、甚以重キ事二候与申候旨、仁助語候由、筒金屋久兵衛咄二承申候、一、伊勢屋弥兵衛京都方之御飛脚を同道致、万屋八兵衛方へ參候得者、無人故暫居申候間二、飛脚之者へ生国相尋候得者、飛脚之者申候者、御本山二者近年御奉公申候得共、私之生国者美濃二而御座候与相答申候、又伊勢屋弥兵衛相尋候者、此度之御飛脚者何御用二而候哉、御存知も無之候哉与相尋候得者、此度之御用者当郡之御影様御供二

而、五ヶ寺之御渡処衆二御上京可被成与之御催促之御飛脚二而候歟、我等生国者先達而も申候通、美濃二而候得者、与得様子も存居申候、先年於美濃国も加様成義出来致、則御影御供致上京有之候様二御本山方被仰下、則如仰御影様御供二而法中上京有之候処、再其後御影様者御帰無之候間、加様成趣も有之候得者、此度之義も左様二相成可申様二相聞申候得者、兎角御影様を御手放不致様肝要之事二候与申候旨、則伊勢屋咄申候由、隣院殿御咄二承申候、

一、朝方薄曇居候得共、兩者降不申候、殊二今日方郡御真影報恩講二而候御座候、七半頃方以之外気色宜布相成申候、

## 二十二日

一、夜前調置候集会所へ之返書、今朝万屋八兵衛方へ為持遣、則飛脚之者へ慥二相渡申候、則酒代として銀懸合五匁四分取添為取申候、使者隣院殿之右膳二而御座候、

一、朝者曇居候得共、四頃方快晴致、少々北風者吹申候、

## 二十三日

一、近頃出候星者虎尾星与申候由、太平記乱之前評三年以前二則此星出候、自是相考候得者、今年方卯ノ年二当而兵乱可有瑞相二而候旨承候与而、形部御殿御咄二承之申候、扱々悪敷占相二而候、

一、頃日出候星二付、於禁裏当月十一日方御祈禱有之候、依之右星頃日出不申候与之京都之評判二而候由、本覚寺殿御咄二而候、

一、朝方快晴二而候処、暮六頃方しめくと雨降出、夜五頃方以之外之雷電嚴敷、雨も頻二降候処二、夜九頃二者晴申候、

## 二十四日

一、朝方以之外之快晴、風もなく、夜も静成気色二而御座候、昼夜共二差而替義ハ無之候、

## 二十五日

一、気色者薄曇居候得共、雨も降不申、前後首尾能報恩講も御満座致、一統大悦致候、御齊御相伴仕候者、都合式千人程有之、扱々御繁昌

之御事二候、

## 二十六日

一、金城殿五月節句前、俄二本多安房守殿へ御成可被成趣二付、裏門を取こほち候得者、騎馬二而御入被遊、屋敷之内不殘見分被遊、其儘御帰城被遊候、其日者安房殿者登城二而、留主之中二而御座候、幸節句前故掃除寄麗致置候故、失礼者無之候、其後安房殿御礼被上候得共、何事も無之候与之趣、赤井殿御咄承申候、

一、七月十五日二時次郎殿御広敷へ被為入、中老以上誰彼皆宗旨を御尋被遊候処、銘々辞シ候処、押而御尋被成候得者、誰者何宗、彼者何宗与皆申上候処二、時次郎殿其宗々を御聞之上、何宗之安心者加様、何宗之領解者此通二而候得共、如此和尚法印共ハ慇懃二為申聞者致間鋪哉与、念頃二御教化有之候得者、各々感涙を催候与旨、金沢野町因徳寺一信殿御咄之旨、赤井殿御咄二承申候、且又時次郎殿金城殿へ学文被遊候而、可然段御進メ被遊候与之義も御咄有之候、

一、先頃金城殿御近習へ御尋有之候ハ、川狩致候二者松明を持候者而ハ急難寄旨、弥左様二候哉与御尋有之候、御近習方右之趣右之通り与御答申上候得者、然ハ松明可申付旨被仰付候、是者元来川狩之思召二而者無之候、先年御類焼之節、武士之具余程御焼失被遊候、併今新二出来之義者公方へ憚有之故、川狩二事寄兵具不足之処、御出来可被遊旨二候、依之此度之松明之御入用も銀子貳拾八貫内二而御座候旨、赤井殿御咄二而候、

一、赤井殿御舍弟（前十九日）しま善照寺殿方へ、金城殿并時次郎殿御両方共二御成可有之候間、其心得有之候様二与之義申来候旨、赤井殿御咄二而候、先年大音喜六郎殿も被為入候事も有之候、且時次郎殿御母公与善照寺御母義与者元来いとこ二而候間、此縁二而之事二候哉、時次郎殿者善照寺へ御成被遊、御法義御相続も被遊度御望有之候与之義二而候、

二十七日

一、夜之内方雨降出シ、今朝五半頃迄者嚴重成雨ニ而候へとも、夫方晴、気色次第ニ宣布相成申候、

一、澗法庵大坂ニ而囚之ことく相成居候、元來者大坂正念寺舎弟ニ而、同所正行寺方へ後見ニ入候、其御先正行寺新發意有之候故、此僧拾五歳ニ相成候ハ、後住職讓可申約速ニ候処、最早新發意式拾式三歳ニ相成候得共、寺讓リ不申候故、門徒一統納得致シ、後見之者を正行寺を追出申候、然所二京都へ登り手入を以、御本山ニ相動申候而、堂僧ニ相成候後、御本山之威光を以、虚言をかまへ候而、大坂へ下り、彼先年之後見致居候正行寺之新發意ニ遠慮申渡候、依之正行寺門徒共難其意得、御本山へ内々を以窺候処、一向左様成事ハ無之候与之事故、澗法庵を留置座敷借候而、食物之毒味致候与而、門徒之内方式三人程宛晝夜番致居候故、他出一向ニ難成旨ニ而候由、本光寺殿御咄ニ承申候、此等之趣方考見候得者、当郡之取計も、色々之事共可有之与無心元存候、

一、角院殿上京可有之ニ付、使僧を以寺社所へ被及断候節、奉行中方被申渡候者、上京之義委曲承知致候、就夫寺法之取計事、国方へ不相障様ニ取計可被申段、急度被申渡候与之由、赤井殿御咄ニ承之申候、此一言功德聚院様御代ニ仲間六ヶ寺へ被下置候御書立ニ、取計之義国法へ不障様ニ与有之候御文段与、腹ニ相成致候事尤也、何れ共ニ役人之心、大家之取計事者同要ニ而候事、是ニ而可知、

一、夜前何時方降出候哉、今朝も雨頻ニ降申候、乍併五ツ過打晴、気色も宣布相成候、

一、金城殿江戸方金子式拾五兩ニ猿疋疋被為求、御帰城被成候処、先頃御居間之旁之御座敷ニ而鉄炮を以打殺、時次郎殿義御同席ニ候得者、面白哉与之御尋有之候得者、殺生か何面白事者無之与而、其儘御帰宅有之候、其後時次郎殿金城殿へ学文之義を御進メ有之候与之義、本覚寺殿御咄ニ承之候、

二十八日

一、此度当郡之申分、若々本山方国方役人改作方へ御頼与して申來候与も、加様成取計事者、寺法者寺法之通ニ御取計可被成、併御国方へ不障様ニ御取計被成候様極可申段、改作奉行へ手筋有之、赤井殿御尋有之候得者、右之趣申聞候由御咄ニ而承之申候、然者国方役人も丈夫之義故、尚更面白覚候、

一、郡方へ御真影御成之義も手透を考候而、改作ニ不障様ニ致候ハ、不及食着様ニ候与、改作奉行方当郡之十村共へ内々を以、此趣宣布心得可申段被申入候由、今江村源助咄候旨、赤井殿御咄ニ而承之申候、尚御仲間へも為御心得、御序之節御申入可然段被申候与、御咄有之候而承申候、

一、今朝も雨者夜前降通候得共、最早五頃ニ降雨も晴上り、宣布気色ニ相成申候、併むしあつく覚申候、

二十九日

一、昼之内者少々宛兩度雨降候得共、余り苦ニも不成候、秋之景色ニ候間、定候事も無之候、夜唯静風之そよ吹迄ニ候而、差而相替義ハ無之候、

三十日

一、朝方以之外之快晴、頃日珍敷気色ニ而御座候、夜も静ニ晝夜相替候義、差而無之候、

### 〈参考〉 現行の郡中御影報恩講について

令和元年(二〇一九)七月二十三日、称名寺で行われた郡中御影報恩講について報告しておきたい。

能美郡の門徒にとつて、郡中御影とそれを奉じて行われる講はきわめて重要であった。「烏兎記」は、「小松寺庵騒動」の史料として知られているが、この騒動は、能美郡一統で護持してきた郡中御影の帰属

をめぐって起こったものである。

『烏兎記』のころは、小松町の本蓮寺・本覚寺・勧帰寺・本光寺・勝光寺・称名寺の御役仲間六ヶ寺が郡中御影を一年ごとに持ち回りで預かっていた。『烏兎記』七月二十五日条に「今日は兼ねて定め置き侯御真影御講」とあり、また、八月二十一日から二十五日までが「郡御真影報恩講」であったことがみえる。七月二十五日は、宣如（東本願寺十三代 教如子）が、万治元年七月二十五日（一六五八年八月二十三日）に示寂しており、その祥月命日にあたる。

「小松寺庵騒動」後は、勧帰寺が郡中御影を預かることになり、しばらくは講や門徒の御影拝礼も禁じられた時期もあった。現在も勧帰寺が「郡中御影」を保有し、講の会所は六ヶ寺が順番に当番を勤める。

近年の郡中御影報恩講は毎年七月二十三日に行われているが、以前は八月二十三日であったという。藩政期の七月二十五日は、明治の改暦で八月二十三日である。ちょうど野菜の秋なすびが採れ始める時季であることから、地元では「なすびの報恩講」と呼ばれている。

今年、令和元年の郡中御影報恩講は、小松教区の式次第によると、次のとおりである。

八時 勧帰寺出発（御影道中）  
八時三十分 称名寺到着  
九時 郡中御影報恩講 勤行

内局挨拶  
各組功勞感謝状授与  
各組功勞者表彰状授与

十時三十分 法話（講師 高山教区不遠寺住職 四衛亮氏）  
十一時四十五分 お斎  
十三時 相統講員物故者追弔法要

十三時三十分 法話  
十五時 終了

勧帰寺での勤行後、御影二軸は長持に納められ、門徒に担がれて称名寺へと向かった（御影道中）。

御影道中は、長持と、「郡中御影道中」と書かれた白旗の行列からなる。参列する門徒は、肩衣と白手袋を身につける。もともとは長持ちを担いでの行列であったが、担ぎ手の高齢化対策のためか、勧帰寺門前には長持に合わせた台車が準備されていた。参列者は台車から延ばされた白縄を引いて行進する。

勧帰寺から称名寺までは約二七〇m、徒歩で三分程度である。しかし、地図<sup>12</sup>のように龍助町を通って遠回りし、約三十分かけて練り歩く。道中、「郡中御影様のお通り」という掛け声がかけられる。熱心な門徒はすでに講の会場である称名寺に集まっているためか、道中を拝む人の姿はあまり見かけなかった。

称名寺に到着すると、「郡中御影様、称名寺様にご到着」と掛け声がかけられる。門前には、御影を迎える門徒が待機していた。長持は台車から担ぎ上げられ、荘厳された称名寺本堂内に運び込まれる。若い僧侶数名によって、御影は長持から取り出され、本尊から見ても右手の余間の仏壇に掛けられた。

かくして準備が整うと、勤行の前に、式次第には記載されていないが、門徒世話役の挨拶があった。そこでは、能美郡門徒が石山合戦の際に大坂本願寺に馳せ参じたため、教如上人から郡中御影が下付されたという説明がなされた。この言説は、『烏兎記』のなかでも確認できる。講のたびに、このような郡中御影の由来が語り継がれてきたことが推測される。

本年の勤行は、正信偈草四句目下・三洵であった。称名寺住職佐々木五六氏によると、報恩講は基本的に正信偈真四句目下・五洵で、今



【写真3】 僧侶たちによって御影が掛けられる



【写真1】 御影道中の行列



【写真4】 組別で行われる参詣者の受付



【写真2】 称名寺に運び込まれる御影



地図1 郡中御影道中行路



【写真6】報恩講の勤行中の堂内



【写真5】「なすびのほんこさん」

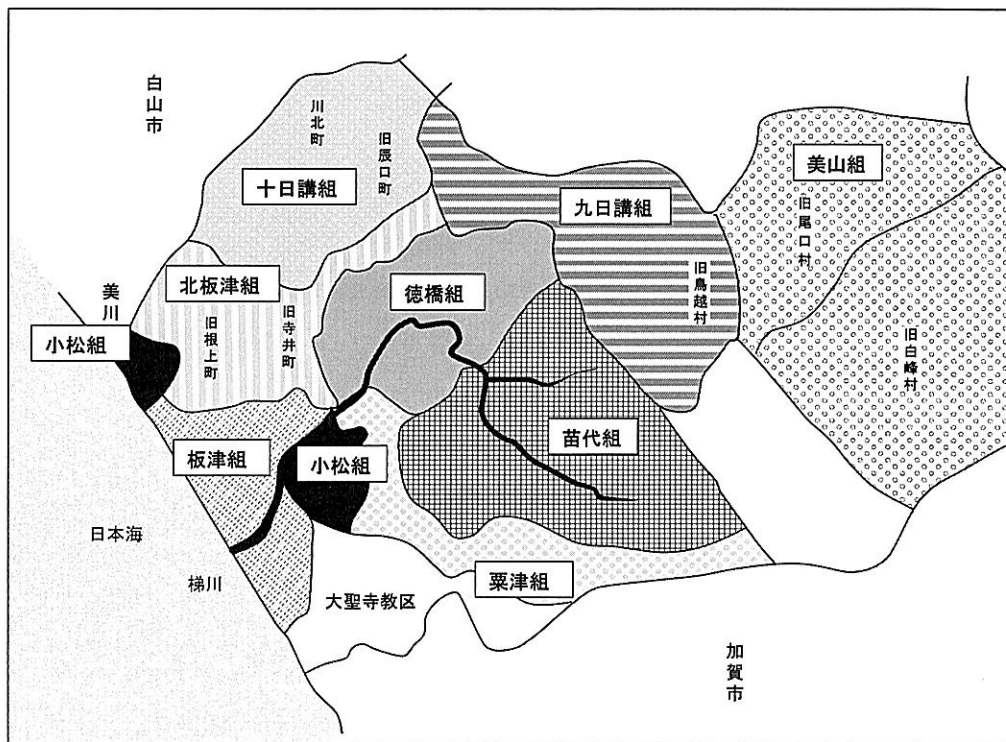
回は軽めであったとのことである。  
 勤行後、本願寺内局から挨拶があり、引き続き、懇志などで特に貢献した二組への感謝状授与と、各組から推薦された各組の功労者（世話役）への表彰状授与が行われた。その後、お齋を挟んで法語があり、

表1 小松教区在所一覧

組名	所屬在所名
粟津	青路町・粟津町・今江町・井口町・糸町・打越町・沖町・おびし町・上小松町・春日町・川辺町・北浅井町・小山田町・白山田町・白江町・白松町・下粟津町・松陽町・須天町・清六町・園町・大領中町・津波倉町・南陽町・西原町・白嶺町・日用町・不動島町・符津町・蓑輪町・向本折町・三田町・牧口町・矢崎町・湯上町
苗代	赤瀬町・上り江町・岩上町・池城町・打木町・江指町・大杉町・尾小屋町・大野町・観音下町・金野町・金平町・木場町・木場台・沢町・三谷町・塩原町・瀬領町・千木野町・大領町・長谷町・西俣町・布橋町・波佐谷町・波佐羅町・東山町・本江町・松岡町・南浅井町・丸山町・吉竹町・蓮代寺町
小松	安宅町・旭町・相生町・飴屋町・有明町・芦田町・育成町・泉町・梅田町・浮城町・御宮町・大川町・扇町・上本折町・上寺町・京町・木曾町・小寺町・小馬出町・古城町・幸町・栄町・桜木町・細工町・材木町・白山町・清水町・地子町・新鍛冶町・新町・城南町・新大工町・末広町・宝町・大文字町・鷹匠町・茶屋町・寺町・天神町・殿町・土居原町・中町(小松)・西町・錦町・西本折町・白山町・浜田町・日吉町・光町・東町・日の出町・古河町・福乃宮町・本鍛冶町・本大工町・本町・松任町・松生町・丸の内町・丸内公園町・三日市町・三日市地方・湊町(美川)・本折町・八幡町・大和町・八日市町・龍助町
板津	安宅新町・あけぼの町・荒屋町(小松)・犬丸町・浮柳町・御館町・大島町・大浜町・中町(根上)・浜開発町・浜町・平面町・蛭川町・坊丸町・松梨町・美原町・山口町・吉原釜屋・義仲町
徳橋	嵐町・荒木田町・岩瀬町・漆町・鶴川町・牛島町・大長野町・小野町・泉台町・上牧町・梯町・草野町・小島町・下牧町・城北町・島田町・下ノ江町・高坂町・鶴ヶ島町・道林町・長崎町・長田町・中ノ江町・上八里町・軽海町・桂町・希望ヶ丘・五国寺町・古府町・河田町・小杉町・国府台・光陽町・加賀八幡・佐々木町・里川町・佐野町・正蓮寺町・下八里町・千代町・中海町・中ノ峠町・西軽海町・能美町・花坂町・埴田町・原町・一針町・仏大寺町・妻口町・みどり町・八幡・遊泉寺町・立明寺町・若杉町
北板津	赤井町・朝日町・石子町・粟生町・五間堂町・小長野町・木呂場・三道山町・新保町・末信町・館町・橘・橘新・高堂町・大成町・寺井町・寺島町・鍋谷町・中庄町・西二口町・西任田町・野田町・東任田町・福島町・福岡町・末寺町・湯谷町・吉光町・吉原町・和氣町
十日講	秋常町・荒屋町(能美)・筋生町・岩内町・岩本町・大口町・上清水町・上開発町・上徳山町・上先出(山田先出)・上土室(草深)・北市町・倉重町・高座町・金剛寺町・三反田・下清水町・下開発町・下徳山町・下先出・辰口町・田子島・出口町・徳久町・土室・坪野町・飛地(舟場島)・灯台笹町・長滝町・中島・火釜町・壱ツ屋・舟場島・三ツ屋町・三ツ口町・宮竹町・緑ヶ丘・山田町・与九郎島・湯屋町・来丸町・和佐谷町
九日講	阿手町・相滝町・五十谷町・数瀬町・上出合町・釜清水町・河原山町・上吉谷町・河合町・上野町・下出合町・下吉谷町・下野町・杉森町・瀬木野町・西佐良町・野地町・左礫町・広瀬町・仏師ヶ野町・別宮町・別宮出町・三ツ瀬町・三坂町・三ツ屋野町・神子清水町・渡津町・若原町
美山	女原・尾添・桑島・白峰・瀬戸・東二口・東荒谷

※太字ゴシックは今年度参集者が確認できた在所

相続講具物故者追弔法要も行われて、郡中御影報恩講は終了した。  
 郡中御影報恩講は、藩政期には能美郡一統の講であったが、現代においても、小松教区あげての行事である。小松教区は旧能美郡で、8つの組門徒会（粟津・苗代・小松・板津・徳橋・北板津・十日講・九



地図2 小松教区管内図

- 1 (安永三年カ) 八月「不慮之騒動落着ニ付書状」(勸修寺文書)『新修小松市史』資料編9 寺社、二〇一〇年、九〇頁。
- 2 真宗大谷派小松教区のポスターより作成。
- 3 表1、地図2とともに、真宗大谷派小松教区ホームページより作成。
- 4 本年の郡中御影報恩講受付における各組の世話役からの聞き取りによる。

## 【注】

日講)と白峰地区の美山組からなり(表1、地図2<sup>3</sup>)、講の参加者は組別に受付する(写真4)。ただし、今年の受付は、栗津・苗代・小松・板津・徳橋・北板津・十日講・九日講の八組で、美山組はなかった。組の下に町単位で門徒が編成され、世話役がいる。世話役の高齢化が進み、在所ごと組から離れるようなことも起こっているが<sup>4</sup>、一向一揆以来の郡一組一村(在所)の組織が、形を変えながらも、現代に続いていることがわかる。

このような現代の郡中御影報恩講のあり方は、明和六年まで遡及するものではないが、『烏兎記』を読み解く上での参考となると思われるため、ここに記録し、報告する。

## 【資料紹介】小松市称名寺所蔵『烏兎記』 (明和六年七月二十三日～八月三十日)

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

小西洋子

石川県金沢城調査研究所 所長

木越隆三

人間社会研究域学校教育系 教授

黒田智

石川県立図書館 加能史料調査委員

室山孝

人間社会環境研究科 人文学専攻

渡貫多聞

### [Research Materials] Supplementary Notes and Reproduction of Utoki in the Collection of the Shomyoji Temple in Komatsu

KONISHI Yoko

KIGOSHI Ryuzo

KURODA Satoshi

MUROYAMA Takashi

WATANUKI Tamon

#### Abstract

Utoki was a daily journal kept by Shuko, the eleventh chief priest of the Shokoji Temple in Komatsu, during the year 1769. The journal is famous for the historical information it contains on Komatsu-jian-sodo. Utoki not only has important information about the Jodo Shin sect of Buddhism in the Edo period but also contains various stories that Shuko recorded that should capture the interest of researchers. It is our intention to introduce a reprint of the entire text in several installments. We hope that researchers will find our reprint useful for deepening the discussion on Komatsu-jian-sodo.

#### Keyword

Komatsu-jian-sodo, Gunchu-goei, Nomi-gun, early modern Jodo Shinshu sect